

(1) 当院は入院時食事療養(Ⅰ)の届出施設です。

(2) 入院時食事療養費の自己負担額(1食あたり)

① 一般の方	510円
② 市町村民税非課税世帯に属する方等(③以外の方)	240円
過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	190円
③ ②のうち、所得が一定の基準に満たない70歳以上の方等	110円

- ・ 上記の②及び③に該当する方は、加入している医療保険の保険者(居住地の市町村)の発行する減額認定書を、被保険者証等に添えて当院窓口に提出することにより、減額が受けられます。

令和7年4月1日

十全病院